

## 第44回 県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：平成24年8月25日（土）

（ 9：10～11：05）

13：30～15：45

場所：（県境不法投棄現場）

ユートリー 8階 中ホール

司会： 本日の資料は、事前に送付させていただいたものが、資料1、資料2、資料3-1、資料3-2、資料4、資料7となっております。

また、本日お配りした資料としては、次第、出席者名簿、席図、資料5-1、資料5-2、資料6となっております。不足などございませんでしょうか。

それから、委員の出欠の関係ですが、本日は佐々木委員、西垣委員、福士委員が欠席となっております。

それでは、ただ今から第44回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を開催いたします。

開会にあたりまして、林部長からご挨拶を申し上げます。

林部長： 県の環境生活部長の林でございます。

本日は、まずもって委員の皆様、大変お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。

そしてまた、特に今日は午前中、現場の状況などをご確認をいただき、改めてまたご疑問等ある部分もあろうかと思えます。今日の会議は、そういった部分を含めてお話をいただければと思えます。そういった意味でもよろしく願いいたします。

会議にあたりまして、私の方から、今の状況というものについて大まかな部分について若干お話を申し上げたいと思えます。

この協議会、本年度これまで2回開催しておりますが、主だったテーマとしては、今年度、いわゆる実施計画の変更案についてご協議をいただき、貴重なご意見をいただいたところでございます。

この実施計画の変更の前提となりますのが、産廃特措法の改正という部分になるわけですが、この法律の改正案、何とか今月10日に衆議院の本会議で可決し、法律として成立したところでございます。いろいろ日程がなかなか進まず、我々も心配したところがございましたが、こういった形で法律が成

立したところでございます。

この法律に基づきまして、今後、国の方から基本方針というものが示される運びとなるわけでございます。この示される予定の基本方針に基づきまして、協議しております変更の実施計画案につきまして確定をしていただき、その確定をしていただいたものについて、田子町さんの方からの意見聴取や県の環境審議会の方へかけて、ご意見をいただいた上で環境大臣の方へ協議するという運びになることとなります。

ただ、現時点におきましては、この基本方針の公表時期というものが、現在まだ明らかになっておりません。このため、変更の実施計画案につきましては、今後、国から示されます基本方針の内容ですとか、あるいは最新の調査結果等を踏まえまして、改めて次回の協議会でご協議していただきたいと考えているところでございます。

また、これまでもこの協議会でご協議、あるいはご心配もいただいた部分でございしますが、この変更実施計画の策定、あるいは計画に基づく事業の実施にあたりましては、岩手県側から本県側に流入しております地下水の流入防止措置が極めて重要な課題となっているところでございます。

現在、両県による協議の上、それぞれの変更実施計画に反映させるべく、この協議を随時進めて参りたいと考えております。

このため、本日のこの協議会におきましては、この県境部の地下水流入防止措置に関して、これまでの岩手県との協議状況等についてご報告して、ご議論、ご意見等を賜りたいと考えているところでございます。

委員の皆様には、是非、ご意見、ご指導をいただき、この計画等について反映させていかなければいけないと考えているところでございますので、何卒、よろしく願い申し上げまして開会のご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

司会 : それでは議事に移ります。以後の議事進行につきましては、協議会設置要領第4第4項の規定により会長が行うこととなっております。古市会長におかれましては、議長席へお願いいたします。

古市会長 : 皆様、こんにちは。

お暑い日が続いておりますけども、今日は午前中、委員の皆様それから県の方、視察されたということでご苦勞様でございます。

私と石井委員は、どうしても昨日外せない用事がありまして、今日の午前中に参りましたものですから参加できなくて申し訳ございませんでした。

先ほど、林部長からもご案内がございましたように、10日に衆議院を通過し

て、22日に公布、施行されることになりました産廃特措法については、10年間延びたわけですが、折角こういう機会になったんですから、更に青森県の修復を期限内に完全なものとして終わらせるということが至上命題になってくると考えます。

そのために今、先ほどもちょっと林さんからもお話がありましたように、順調には撤去はやっておりますが、懸案事項として、やはり岩手県側からの流入水が懸念されておりますが、そちらの問題を解決しない限り、我々サイドの終了はないということでございますので、今回も少し予定よりも早く開催させていただいたということは、やはり基本方針によって、それに向けて青森県の十分な実施計画を作るための議論をするということでございますので、今日も大変お疲れとは思いますが、引き続きご議論いただきまして、更に良い方向にもっていけるよう頑張りたいと思っておりますので、よろしく皆様におかれましてはご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

では、座って進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

今日は、先ほども資料の確認の所でお話ございましたように、資料が7つございまして、報告事項が6つございます。協議事項ではないんですが、5番目の特に流入防止対策について、県の方でご検討されている内容、これにつきまして少し皆様のご意見を頂戴したいと思っておりますので、この辺に重点がいくように議論を進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、いつも行っておりますが、青森県の廃棄物の撤去実績、これにつきまして資料に基づきましてご説明、よろしくお願いいたします。

事務局： それでは資料1、廃棄物の撤去実績です。今回は8月17日現在のご報告となります。

8月、今月につきましてはお盆休みも入りまして、作業日数9日ということになっておりますが、今年度、24年度の実績としましては、作業日数として89日、台数として5,815台、撤去実績は69,434.06トンとなっております。全体の累計としては、撤去実績として、961,292.18トンとなっております。

右下の表ですが、今年度の撤去計画16万トンということで、この目標16万トンに対する割合としては、これまで43.4%ということになっております。

機械的にこの割合で推移すると仮に仮定しますと、大体この16万トン程度になると想定されますが、今後の要素としては、これまでもお話してまいりましたとおり、廃棄物の量が少なくなっているということで、若干、作業効率が落ちているということ。あるいは、地山確認の状況で16万トン自体の見直しということもあろうかということで、この辺を含めて次回またご報告ということになるかと思っております。

資料1については、簡単ですが以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

何かただ今の撤去実績のご報告に関しまして、ご質問等ございますでしょうか。特段ございませんか。

これは、16万トンの見通しというのは、ほぼ達成できそうなことですね。今のところは順調にいらっていると考えてよろしいわけですね。

北沢室長： そうですね。ペースとしては大体16万トン達成できるペースで進んではおります。

古市会長： そうですか。特別なことがない限りね。ありがとうございます。

それでは、報告事項の2番に移りたいと思います。

平成24年環境モニタリング調査結果、中間報告ですが、これにつきまして事務局よりご報告、よろしくをお願いします。

事務局： それでは、平成24年環境モニタリング調査結果中間報告についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

資料は、両面コピーになっておりまして、1枚目が概要のまとめ、2枚目以降に調査結果の詳細と調査地点、グラフをまとめた資料を添付しております。

今回は、水質、有害大気汚染物質、大気汚染物質、騒音振動、及び水処理施設での水質モニタリングについて24年の上半期分の調査結果をご報告いたします。

それでは1番、水質モニタリングの結果について説明します。

現場内の一部の地点では、1,4-ジオキサン、ベンゼン、ほう素、鉛が環境基準を超える値で検出されましたが、現場周辺17か所の調査では、環境基準を超える値は検出されませんでした。

現場内で基準を超過した箇所については、ア-8、ア-25-2、ア-27、ア-29、ア-37、ア-38、ア-39です。これら調査地点の場所については、資料の24ページをご覧ください。最後のページになります。

下の図2になります。基準を超過した箇所は、図の右側、岩手県との県境にあるア-25-2、ア-27、ア-29で、いずれも1,4-ジオキサンが基準を超過しました。なお、今年6月から調査に新たに追加しましたア-40、ア-41では、基準の超過はありませんでした。

次に図の左側、現場下流側においては、ア-8で1,4-ジオキサンとベンゼン、及びほう素。ア-37で鉛と1,4-ジオキサン。ア-38で1,4-ジオキサンとベンゼン

ン、ほう素。ア-39で1,4-ジオキサンとほう素が環境基準を超過しました。

1,4-ジオキサンについては、いずれの地点でも基準を超過しています。

では、これら基準調査地点の経年変化についてご説明します。資料の11ページをご覧ください。

まず、県境部の調査地点について、これまで基準を超えたことのある物質をグラフにまとめております。1番左下のグラフをご覧ください。県境部の調査地点における1,4-ジオキサンの経年変化を示しています。エンジ色、明るい小豆色の線がア-29、水色の線がア-25-2です。これら2地点は、1,4-ジオキサンの調査を開始した22年の2月から継続して基準を超過しており、濃度は上昇傾向にあります。

ア-29については、昨年の7月以降、県境部の廃棄物掘削作業を行っていたことが濃度の上昇の主な原因と考えられます。

また、ア-25-2で1,4-ジオキサンが超過している原因につきましては、現在調査中であり、その内容については後ほど報告事項(5)でご説明いたします。

次に資料の13ページをご覧ください。

こちらは現場の下流部、現場の西側の調査地点の経年変化をグラフにまとめたものです。これら調査地点の周辺部は、昨年からの廃棄物の掘削を行っておりまして、数値が大きく変動しております。1,4-ジオキサンについては、ア-8、ア-37、ア-38、ア-39、いずれの地点も基準を超過しておりまして、その中でもア-39は他の地点よりも高い傾向にあります。

これら水質調査の詳細な結果につきましては、資料の2枚目以降に掲載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続いて、環境モニタリングの2番目、有害大気汚染物質モニタリングについて。資料の1枚目に戻っていただきまして、有害大気汚染物質は、現場の敷地境界3地点でベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの調査を今年1月と5月に実施しました。いずれの地点も測定した全ての項目で環境基準を下回りました。

続いて資料をめくっていただいて、環境モニタリングの3番目。大気汚染物質モニタリングについてです。

大気汚染物質モニタリングは、上郷地区で二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質の調査を1月と5月に実施しました。その結果、測定した全ての項目で環境基準を下回りました。

次に騒音振動モニタリングです。

こちらは、上郷地区と田子地区で1月と5月に実施しました。本調査は、廃棄物の運搬車両など大型車の交通量が増加することによって、沿道の生活環境

への影響を把握するために実施しておりますが、その結果、騒音については、いずれの地点も環境基準を下回っており、また、振動についても規制地域ではありませんが、参考としている要請限度値を下回りました。

続いて5番、浸出水処理施設水質モニタリングについて。

水処理施設の水質モニタリングは、浸出水、原水、放流水で実施しました。放流水の水質は、測定したいずれの項目についても、計画処理水質及びバイパス運転の停止水質を下回っております。

以上で環境モニタリングの調査結果の説明を終わります。

古市会長： ありがとうございます。

いかがでしょうか、中間報告なんですけど、水質、大気、騒音、浸出水の処理施設の水質についてご報告いただきました。いかがでしょうか。何か質問。

今日は、割と学術委員の方が西垣先生、それから福士先生、佐々木先生がおられないので、突っ込んだ専門的なお話はできかねるようなところもございますが、その分、石井委員に頑張ってもらっていて、榎本委員も頑張ってもらっていて。

折角ですから、ちょっとこれを見て宇藤さんも疑問点がありましたら大いに質問していただければと思います。

じゃ、石井委員お願いいたします。

石井委員： 数点、ご質問とコメントという形で、今後、確認した方がいいんじゃないかという点についてコメントを差し上げます。

まず、11ページの経年グラフですね。左下の1,4-ジオキサンの所で、先ほど、ご説明ではア-29がゾーンと上がってきているのは、廃棄物を撤去しているということでしたが、確認ですが、現在もア-29付近では廃棄物の撤去等の作業は行っているんですか。具体的な実感スケールというか、今、どうなのかが分からなかったんですが。

事務局： 現在は、掘削の工事はしていません。

石井委員： いませんよね。大体、いつ頃、その辺は終わったと考えたらいいんですか。

というのは、特に24年の5月から24年7月の上がり方が物凄い、いろんなデータの測定はあるにしろ、ちょっと上がり方が異常に急なものと、12ページを見ても電気伝導度の上がり方がえらいドラスティックに上がっていますので、ちょっと、原因は何なのかなというのが多少、心配になったので、多分、今、撤去が行われていないのであれば、確認が必要ではないかと思ったものですか

ら。

事務局： まず、県境部のア-29 周辺では、廃棄物の掘削は昨年度で終了しておりますので、現在は県境部の道路が完成している状態ですので、作業は行っていないという状況にあります。ただ、29 だけは上昇傾向にあると。

ア-27 は5月がピークになっていますが、7月は下がっている傾向にある。一方でア-29 がまだ上昇傾向にあるという所は、まだ、先ほど、私が申しましたような周辺で廃棄物を掘削しているという影響以外の何かがあるかもしれませんが。

石井委員： ですよね。それに関連して、例えば 12 ページをご覧いただきたいんですが。上が地下水位で下が電気伝導度なんですが、上の地下水位の方を見ていただきたいんですが、県境のア-29、紫色だと思うんですが、それから黄色のア-27 ですか、この2つのグラフを見ていただきたいんですが。例えば、平成 19 年の2月に岩手県側が遮水工を完了してからは、黄色も紫も少し地下水位が下がって、比較的変動のない安定した状態が続いているんですが。平成 23 年の 10 月ぐらいから、少し水位が上がったり下がったり大きくなって、最近、全体的には上がっている傾向、季節変動はありながらも、ちょっと右上に向いた傾向がありますよね。とすると、やっぱり岩手県側からの地下水位のコントロールが十分ではなくて、岩手県の遮水工を完了した後は岩手県は揚水していましたから、揚水していますから、何らかの形で青森県の方の地下水位が上がるということは、やはり上流側、岩手県側の地下水位に何か異常が。後で議論があると思うんですが。やはり、岩手県側の地下水のコントロールの状況があまりよくない。あるいは、よくないので、岩手県側から青森県側へ何らかの形で地下水が流入していたか、地下水の伝播があるだとか、そういったようなことが容易に考えられるというのが、1つコメントで、今後もそれをしっかり見ていかなきゃいけないし、やはり岩手県側の対策の状況というものをしっかりと確認しながらやっていく必要があるのかなと思います。

それで、今後の、経年グラフで追加して欲しい所があるんですが、24 ページの水質モニタリング位置図を見ていただきたいんですが。結局、岩手県側から青森県側に流れてくる地下水というのは、下の方を見て欲しいんですが、今日、多分、ご覧になって分かると思うんですが、遮水壁、鋼矢板がありますよね。この図でいくと、県境の青い所なんです。今まで青い所のない北側の方のア-25 とか 25-2 の所が岩手県から流れてきますよということで問題があって、今日も問題になると思うんですが。それ以外の問題として、岩手県から流れてくる地下水は、青色の鋼矢板にぶつかって、これまではここで地下水を汲み

上げていたんですよね。けども、ここの地下水を汲み上げないと、流れていた地下水がどこに行くかといったら、南の方、下の方に流れていくんですよね。そうすると、今度、上の図の方で見て欲しいんですが、水質モニタリング位置ということで、どこに行くかというところア-23あたりに地下水として流れていって、結局、青森県側にまた流れてくる水なんですよね。遮水壁を沿って。ですから、ア-23の地下水のモニタリングの経年グラフだとかを追加した方がいいと思います。

それから、今、岩手県では、おそらく、また下の方なんですけど、昔のB地区というんですか、北側の沢の方なんですけど、そこは多分、撤去作業していると思うんですが、そこをずっと撤去してやっていると、結局、青森県側のア-21という表流水のモニタリングの所に影響が出てくると思うんですが。ア-21に関しても、経年変化みたいなものをしっかりと電気伝導度、塩素イオン等で構いませんので、経年変化の値を示しておいていただくと、今後、修復作業、これから10年間とか、特措法が延長されてやっていく中で貴重なデータとして、またモニタリングデータとして使えるのではないかと思いますので、そのデータの追加と岩手県の対策のモニタリング等をしていただければと思います。

古市会長： ありがとうございます。

石井委員がおっしゃった、ア-21、23というのは、24ページの別図2には載っていないでしょう。

石井委員： はい、載っていないです。

古市会長： 大きな図で、上の方では分かるけどね。ちょっと微妙な所で、この下の図でどの辺というのがね。

石井委員： ア-23はどこでしたかね。イ-42のちょっと上あたり

古市会長： 事務局さんどうですか。別図の2の所でやると、ア-23ってどの辺になりますか。今の議論で一番大事なポイントなのでね。

事務局： 下の方ですと、遮水壁の上にア-40という点があるかと思います。下の方。

古市会長： ア-40ね。

事務局：　そこから真っ直ぐ右の方に線を引っ張って、県境ラインとぶつかるあたりにア  
ー23があります。

古市会長：　なるほど。

　じゃ、今、石井委員からおっしゃっていただいた、この辺の鋼矢板で遮水し  
ている所から、要するに水位が上がってくると下に流れてくる可能性はあるわ  
けですね、十分ね。そういうことですね。分かりました。

　アー21は？

石井委員：　アー21は、下でいくと見えない。

事務局：　アー21になりますと、下の方の別図2ですと、右上の方にイー9番、あるい  
はイーW1の沢という赤いポイントが、岩手県さんのポイントがあるかと思う  
んですが。

古市会長：　イのなんですか？

事務局：　イー9ですか。

古市会長：　イー9、上の方ね。

事務局：　上の方でね。右上の方に。ここからもうちょっと図を外れるあたりにちょう  
ど。

古市会長：　右ね。

事務局：　はい、右の方が、ずっと沢筋なんですけど、この図にちょうど外れるあたりに  
本県のアー21が。

古市会長：　なるほどね。上の図もありますけどね。

　ということは、かなりあれですよ。アー21の方は、分水嶺から右の方の流れ  
でしょうし、アー23は分水嶺から、岩手県の方にある分水嶺から左の方の流れ  
ですよ。流れがちょっと違いますけど。

　今、指摘していただいたのは、要するに、この辺の所に回りこんでいる部分  
を今後調査をもう少しされたらいかがでしょうかというお話と。

石井委員： 多分、今までのデータがあると思いますので、そういうものも経年変化でちゃんと見ておいた方がいいんじゃないかと。

古市会長： これは、データがあるんでしょう。ア-23 については、青森県側のモニタリングですよ。アが付いていますからね。

北沢室長： よろしいですか。

このポイントについては、経年という形で今、石井先生がおっしゃったような経年という形では、ここでは準備しておりませんが、我々も地下水位の上昇というのが岩手県の方で出ておりましたので、この辺の所は注視しているところでございます。

ア-23 につきましては、状況を申し上げますと、基準を超えて何か出ているというような状況にはございませんが、電気伝導度が上がっているというような傾向がございますので、その辺、水がこっちの方を迂回してきて、その影響でそういうふうになっているということも念頭に入れて、我々、ちょっと注視しております。状況はそういう状況でございます。

この、向こう側の地下水位の上昇によるこっち側への両脇に流下していくというようなことにつきましては、後でちょっと別途岩手県の方に申し入れをした経緯がございますので、別途その辺は説明させていただきたいと思います。

古市会長： それについては、また資料5 ぐらいでお話していただけますね。

北沢室長： 資料5-2の方で、またお話したいと思います。

それから、ア-29 につきましては、当初、我々もやっぱりごみの掘削をしていくと上がるという傾向があるものですから、そういう傾向の1つだというようなことで推移を見守ってきていたんですが、石井先生がおっしゃるように、大分期間が経過している中で、まだ下がりきっていない、逆に上がっているという傾向、ちょっと我々の想定していたものとまた逆の傾向を示しておりますので、この辺は、もうちょっと経緯を見守った上で原因等を考えて参りたいと思っております。この辺も我々として、一番注視しているところでございます。

古市会長： 境界の所で 26、27、29 というのが非常に重要なんですが。26 の方は、ジオキサンは出ていないんですよ。

北沢室長： そうですね。仮に鋼矢板を回りこんで流入しているということだと、26 とか27で出てもいいわけですが、その場所が29に特定されているということで、

ちょっとその辺のところか

古市会長： 27 も出ているんですよね、ジオキサンはね。特に 29 が沢山出ているんですよね。

北沢室長： そうですね。

古市会長： 鋼矢板の境界から、例えば、ア-27 と 29 はどのぐらい、それぞれ離れているんですか、鋼矢板から。

事務局： ア-26、27、28 につきましては、鋼矢板にほぼ近接しております。29 につきましては、10m から 20m ぐらい離れております。

古市会長： そうですね。だから、12 ページを見たら、26 とか 27 の水位が上がってきていますよね。これは多分、後で資料 5-2 ぐらいでお話があるんだと思うんですが、岩手県側の鋼矢板の内側ね、要するに東側。だから、かなり水位が上がっているんでしょう。地下水位が上がっているわけでしょう。その分に引きずられて、こちらが高いということも考えられるわけね。幾分、リークしている可能性があるんじゃないかということなんです。だって、ここが上がる理由がないから。

ちょっと離れているから、29 については、水位はそれほど変わらないんだけど濃度が高いと。だから、その辺の現象をちょっと解明しなきゃならないけど。

いずれにしても、29 の方は鋼矢板の東側、いろいろ理由はあるんでしょうけども、1 番に考えるのは、青森県側のそこに埋まっているものの影響。2 番目に考えられるのは、水勾配が凄く鋼矢板の岩手県側と青森県側では水勾配があるので、それで幾分、鋼矢板でも完全に遮水じゃないですからね。幾分出てきている可能性もあるだろうというふうに、2 つ考えられるんですよ。どっちがどっちか分かりませんが。

ア-25-2 というのは、これは多分、鋼矢板が無いから、それと A 地域で岩手県側、今日、見て来られたと思うんですが、A 地域の部分というのは高台になっていまして、地下水位も高いはずなんです。そちらからグッと流れてくるものですから、ここは一番に考えられるのは岩手県側ですよ。そのような構造になっているなというような気が、県境部についてはするんですけど。

他に、今日、視察されていかがでしょうか。素朴にちょっと疑問に思われたこと。榎本さん、いかがでしょうか。

榎本委員： 今の石井先生のことに、私の方の立場といたしますか、見方で言いますと、実は経年変化を見ておきたいと思っている場所は、上の、24 ページの上の方を見ていただきたいんですが。まず、川からいくと上の方が熊原川というのがあります。これにずっと沢が落ちているわけですが。丁度、今の処分地の場所が赤と点線が入りますが、1つは、ア-17の線、これが青森県側の処理施設から出てくる放流水のラインだと思います。杉倉川に入ってくるラインですね。ここにア-17ってありますが、ここが1つ、この処理施設からの影響があるポイントだというふうに思っています。

それから、岩手県側の処理施設の方からが、ア-21、ずっときてア-12、ア-22 というふうになります。

今回の資料は環境基準以上のものはマークされていますが、実は環境基準以下であっても、全部数値は出ていますので、このア-17 とア-21 と 22、ここが1つの監視ポイントだなというふうに思っています。

それからもう1つ特徴的に見ているのは、ア-14、ここは元々この地区の水道の水源、遠瀬という所の水道の水源、今現在は使われていませんが、ここは完全に地下水です。ここの値が環境基準以下であっても、どういうふうに動いてくるかというのが、実はここの県境の水質がどういうふうに改善されてきたかというのが大きなポイントになるのではないかという形で見えていますので、環境基準以下であっても、この辺のあたりは経年変化で注目していただいた方がいいのかなと思っております。

それからもう1つ、さっきの 29 と 27 でしたか。ここの所はちょっと私も 12 ページの伝導度を見ると、なかなか理解しにくいといたしますか、何故こんなにすぐ近くで極端に違うのかなというのは、ちょっとおかしいなという感じはしますので、今、会長がおっしゃったようなことが想定されるのかなと思うんですが。どうもこの遮水壁あたりの岩手県と青森県側の水の動きというのは、普通の地下水の流れではなくて、やっぱり滞留したといたしますか、1回溜まったものがどっちかに動いている可能性があるのかなという感じはしていました。

いずれにしても、1,4-ジオキサンという形で見えますと、こういう形でトレースができそうだなという形で見えています。

古市会長： ありがとうございます。

青森県側のア-14、17 を通って杉倉川に行く所が昔の地下水の水道水源という所だから、しっかり管理しておくべきルートであるということ。

それと逆にア-21 の方で、A地区の方から逆に流れていって、熊原川に入っていくようなルートでも、少し基準以下ではあるけども、検知はされているということですよ。だから、これもクリティカルなパスになるだろうということ

と。

それと3つ目におっしゃっていただいた29が高いのはどうして？という時に、27、29ね。ちょこちょことおっしゃった、溜まっているんじゃないかという、その辺の話、ちょっと理解しにくかった。どういう意味ですか。

榎本委員： すいません。29と27は、殆ど遮水壁の脇で場所は近いんです。12ページの伝導度の数値とか、1,4-ジオキサンの動きを見ると、全く関連がないようなデータが出ていますので、どうしてこの29だけがグンと上がって、27は逆に低いような形で出ていますから、ここの水質からみると、何か水の流れが違うかなというふうな感じで見えるという感じです。ただ、分からないという意味ですね。

古市会長： 分かりました。了解しました。

他にいかがでしょうか。今、ちょっと関連して、鋼矢板を打っていただく時、前もいろいろ岩手県との交渉で鋼矢板を打つことになったんですが。その前に石井委員が、この辺の流れをアクチバブルトレーサ法で地下水の流れを実測といたしますか、計測しましたよね。その時は、ほぼどの辺に流して、どの辺に出てきたというのは、26、27、28、この辺は下流サイドだからということで。どこでしたかね。うちの北大の方でやったんですけど。

石井委員： 僕の記憶が正しければ、2つ入れているんですけど。1つ簡単な方から。1つは岩手県側から入れたものです。それはイー7Mという、イー7という井戸ですね。ア-28という文字の丁度右下あたりにイー35とかイー7とか固まっておりますけども、三角のイー7Mという所から、ここは元々ドラム缶が沢山埋まっていて、ドラム缶を撤去したあたりだと思うんですが、イー7Mから1つトレーサーを入れて、そこから西といいますか、青森県側にスッと流れてくる地下水というものを追ったという経緯があります。

もう1つは、確か27から入れたんだよね。27から入れて、その27から入れたものは、ア-29及び28からも検出されていたと思います。

古市会長： ごめんなさい、27というのは、青森県側のア-27ね。

石井委員： はい、そうです。

古市会長： 要するに鋼矢板の青森県側の方から入れたんですね。

石井委員：　そうです、入れたんです。それは、実を言うと、アー27、29というあたりが、いわゆる旧沢の沢筋だったんですよ。ですから、ここにモニタリング位置があるということと、その沢筋を通過して、どういうふうに現場内を通過して、例えば、この地図でいくとアー38とか37の方向に流れていくのかみたいな所を調べるという目的でアー27から入れたということになります。

古市会長：　それでね、27ぐらいに入れて、要するに29を通過して38、37、この辺に流れてきたわけよね。かなり水みち的な所があって、シュッと流れる部分が、若干、この所はありましたよね。想定されたよね。

石井委員：　あります。入れた瞬間にアー27もイー7もそうですが、入れて大体3つぐらいのパスに分かれていまして、入れた瞬間にアー37とか、昔で言うとアー3という所かな。いわゆるアー37とか38の方に来るものもありますし、ゆっくり長い時間をかけて来るものもあるということで、今、先生のおっしゃったような水みちみたいなものはあります。

古市会長：　その時、アー27で入れた時、アー28は来ましたっけ？

石井委員：　出ています。28、29、両方とも出ています。

古市会長：　そうか。  
いずれにしても、この辺はかなり透水性が良い所だということですよ。  
イの方の7から入れたものは、どういうふうに流れましたっけ。

石井委員：　イー7の方は、今、アー28のあたりに、今は井戸はないんですが、5本ぐらいトレーサー試験用に井戸を掘りまして、横に全部並べて、そのうち、やはり5m間隔だと思うんですが、一応、殆どの井戸は検出されたんですが、中には検出されてない井戸もありまして、要するに地下水というのは、均一に流れているのではなくて、隣の井戸でも出たり出なかったりする井戸というのは、確かにあるんですよ。そういった意味で、そういう不均一性はあるんですが、イー7から入れた井戸というのは今はないんですが、アー28の下あたりをザッと西側に流れてくる地下水に上手く乗っかって出てきているということは分かっています。

古市会長：　そういう意味で、鋼矢板を打つ前に東から西に流れてくる地下水の流れというのは十分あったということなんですよ。

そういうことで、不十分ですけども、鋼矢板、途中までが入ったと。でも実際は、全部通してくれたら一番良かったんですが、上の所が空いていると。今日も見て来られたと思うんですが。

だから、こちらの方は、その当時はそれほど重視していなかったからトレーサー試験もしていなかった面がありまして、でも十分予測はできたんですよ。こっち側が高台になっていますので、地下水位が高いですから。だから、そういうような地下水の流動傾向があるんだということが重要な認識だろうと思います。

それで、前、何か議論として、岩手県側ではこちらの方に地下水の帯水層、地下水がないというようなお話があったんですが、それは、例えば、鋼矢板を打つことによって水位がかなり上昇しているということ。それから、トレーサー試験でも流れてきた事実があるということからしても、十分地下水、帯水層、地下水がここにあって下に溜まっている、溜まるという地形構造になっているということは間違いないです。

だから、この所を閉めるということが非常に重要だという認識はずっと持っているわけですね。この辺がちょっと、若干復習になりましたけども、そういう話だろうと思います。

他にいかがでしょうか。少し、29、37、38、39、ベンゼンだとか鉛だとかほう素とか、これは青森県側の掘削、埋立られているものを掘削することによっていろんなものが出てきているんですけど。かなりこれはまだ高いということですね。これについて何かお考えありますか。

事務局：今、掘削、現場の廃棄物の掘削が、まさしくこの37、38、39、一番末端の方に近づいておりますので、その影響が出ているものと考えております。

ここの掘削撤去が終わって汚染土壌も撤去し終われば、その後はどんどんどんどん低下していく傾向に変わっていくものと考えております。

古市会長：前回の議論の復習にもなりますけど、ここで全量撤去したとして、地山が出てきますよね。地山の下に地下水があって、その地下水が汚染しているかも分からないと。ですから、ここの調査を続けてやらないと、ジオキサンとかほかのベンゼンだとか、ほう素ですね。こういうものがいつまで出るかですよ。それにやはり注目しないと、ということですよ。

この辺に関してはいかがですかね。これは、岩手県との関係がないから、今、お話してもらった方がいいんじゃないかな、ここの調査ね。要するに青森県側の地山の下に地下水層の調査といいますか、前回、前々回は地下水量がどのぐらいあるか。どのぐらい水質になっているかというようなことを少し見積もっ

ていただいたですね。それが本当かということ調査されているわけです。今、現在されていると思うんですが。その辺の進捗状況をちょっとお話していただけますか。

事務局 : そちらにつきましては、報告事項の4番で改めてご報告申し上げますが。

古市会長 : 4番でしたか。入っていますか？

事務局 : はい。

古市会長 : じゃ、その時で結構です。

では資料2に関しましては、大体よろしいですか。ありがとうございました。それでは、報告事項3番目、地山の確認、分析結果ですね。これについて、事務局よりよろしくお願いします。

事務局 : それでは、資料3-1になりますが、第7回の地山の確認、分析結果についてご説明いたします。

平成23年12月までに6回の地山確認を行っております。先月になりますが、7月24日に第7回の地山確認を今年度初めて行っております。

地山確認というのは、廃棄物の撤去が完了した区域の面積がある程度まとまった段階で実施するものですが、自然地盤の土壌である地山、これが露出して、廃棄物が残っていないことを公開の下に目視で確認するというものです。

また、地山が汚染されていないかどうか、地山確認した後になるんですが、地山が汚染されていないかどうか確認するため、地山から試料を採取しまして、分析を行っております。この分析結果につきましては、後ほど、資料3-2でご説明いたします。

地山確認の場所なんですが、下の図、地山確認位置図というものをご覧いただければ分かるんですが、ピンク色に着色した部分、中央1、中央2、それから下の方、西側の3か所となっております、合計で約8,000㎡となっております。

これまで実施した7回目までの地山確認では、全体の面積の約44%実施しております、今年度あと2回予定しております、そうすると約64%程度が見込まれるということになっております。

中段の3番目、確認方法及び状況ですが、まず、地山の表層約8,000㎡を今回目視で廃棄物が無いことを確認いたしました。

それから、中央1の部分で、1か所なんですが、重機で約1.5mまで試掘しま

して、これも目視で廃棄物が無いことを確認しております。

以上の確認作業につきましては、地域住民と報道関係者に公開の下に行っております。実際に参加していただいた方は、個人が7名、それから報道関係が2社でした。今日、出席されております宇藤委員にもご多忙の中、あいにく雨模様だったんですが、参加いただいております、本当にありがとうございます。

次、裏のページ、めくっていただきまして、地山確認の状況写真が載っております。一番上が中央部の確認状況。それから真ん中が西側エリアの確認状況です。上の写真、ちょっと緑色の部分とかいろいろ色も付いていますが、これにつきましては、苔とか藻が栄養分の多い水分がある場所に発生したというものでございます。一番下の2枚の写真が、重機による試掘箇所の確認状況となっております。

このようにして、目視で廃棄物が無いことを確認していただいております。

以上、地山確認の状況でした。

続きまして、資料3-2の説明に移りたいと思います。

事務局 : それでは、引き続き資料3-2で説明させていただきます。

今回の第7回の地山の確認エリアの表層土壌調査を行いました。7月3日から11日にかけて、当該地山の試料を採取し分析を行っております。

調査範囲につきましては、次ページ、別図の方をご覧ください。別図の中に、先ほどと違いますが、緑色に着色した部分が第7回の地山確認エリア。その中に赤枠で示している部分がございますが、これが調査範囲になります。判定基準を超過したものは、ピンク色に着色したマスで示しております。

資料の3-2の1枚目に戻っていただきます。

調査範囲は、30m区画で8区画になります。

調査内容でございます。まず①番でございますが、揮発性有機化合物VOCの調査ということで、30m区画ごとに1地点で表層ガス調査を実施いたしました。また、VOCガスが検出された30m区画につきまして、細分した10m区画で表層ガス調査を実施しております。

それから2つ目でございます。重金属等調査になります。こちらにつきましては、30m区画ごとに1検体、3から5地点の混合試料で表層土壌調査を行っております。重金属等を分析しました。

それから、前回の第6回の地山確認調査で試料を採取できなかった10m区画の2区画を対象といたしまして、細分した10m区画ごとに表層土壌調査を行いました。

(3)番、分析結果でございます。分析結果につきまして、①にございます

が、VOCのうちベンゼンが10m区画の13区画の表層で検出されております。検出地点は、先ほどの第7回と書いている部分の左上の方といった矢印の赤枠の中に入っているポイントでございます。

それから結果につきましては、その1つ後ろのページになっておりますが、判定基準を超過したものについては墨塗りをしている部分となります。こちらの方でベンゼンのガスが検出されました。

それから2つ目でございます。重金属等につきましては、土壤環境基準以下ということでございました。

引き続き、今後の対応でございますが、ベンゼンが検出された13区画につきましては、8月20日から深度方向の調査を実施しております、まだサンプル採取の途中でございます。

それから、汚染土壌が確認されなかった区画につきましては、撤去完了という形になります。

引き続き調査結果が判明しましたら報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

地山の目視確認と地山の表層土壌の調査ですね。それについてご報告いただきました。何かご質問等、ございますでしょうか。

宇藤委員、お願いします。

宇藤委員： 地山確認には、目視の所まで参加させていただきました。いろいろありがとうございました。

それで、分析結果の方でベンゼンが大分、表を見させていただくと高い値に出ている所がございますが。ベンゼンに関しましては、特に心配がないものかどうか教えてください。

古市会長： お願いします。

事務局： お答えさせていただきます。

現在、検出されているのはガス調査でございます、今これから再度ボーリングで深度方向にサンプリングいたしまして、公定法といいますか、溶質試験をした上で確定となります。

確定してアウトになれば、その部分は撤去するというようにしておりますので、心配は撤去することに伴って無くなります。現時点では、ガスの調査で出てきていますので、入っている可能性はございますが、出てきましたらきちん

と撤去させていただきたいということで、よろしくお願いします。

古市会長： これ、出ているのは、b 11 の n 3

事務局： n 3 と a 7 の n 3 の部分になります。

古市会長： 大体、似通った場所ですね。

事務局： そうですね。近接した場所になります。

古市会長： 要するにある程度限定された地域でそういうことになっているわけですね。

事務局： はい。

古市会長： この辺は、どんなものがありました？過去に掘削して。

事務局： 直上の廃棄物は、ベンゼンが若干検出されている特管でございまして、その影響が想定されます。特別、何がどうのこうのというわけではないんですが、分析していったところ、若干、ベンゼンが高いという状況でございました。

古市会長： どんなものが出てきたんですか、ベンゼンが、廃棄物の

事務局： 普通の燃え殻とか、同じような廃棄物。通常、出てくるのと同じような廃棄物なんですが、分析でアウトになっているのは、この近くにあったと。この上にあったということでございます。

古市会長： そこから浸透して、地山の方に浸透しているということですね。

事務局： 可能性ですね。

古市会長： いやいや、それがないとガスとして出てきませんよね。それよりも下の所から

事務局： 最終的には、溶質試験をした上で確定しないと、まだ何とも言えない状況ではございますが、そういう可能性があります。

古市会長： 確かにおっしゃる通りなんだけど。ガスが出てきて検査されたんでしょう。ということは、地山の下に何らかのそういうガス状のベンゼンがあるわけでしょう。だから、その原因は何かと言ったら、地山の所に埋まっているはずないんだから、上から浸透液として入ってきてとしか考えられないよね。そういうことだと思います。

ですから、もう少し検査してということで。ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

では、地山の下の部分にも関係するんですが、資料4のご説明、よろしくお願ひします。

事務局： 先ほど、古市先生の方からご助言がございました地下水のモニタリングと調査の状況につきまして報告させていただきます。資料4をご覧ください。

不法投棄現場の中央部におきましては、撤去に伴う現場の掘削によりまして、モニタリングできる井戸が現存しないという状況になっております。そのため、地下水のモニタリングを実施しておりませんでした。8月4日から現場の中央部の谷部に2本の井戸を掘削しておりまして、これらの井戸において地下水のモニタリングを実施することとしています。

なお、井戸設置作業時の機械式のボーリングにおいて、井戸の設置場所の地質状況を把握するとともに、当該井戸の汚染状況、地下水位、基盤岩の位置を確認しまして、これにより地下水の分布ですとか、賦存量、こういうものを前回の協議会の方でもいろいろ、西垣先生の方からいろいろご質問等、ご意見等ございましたが、その中身を補完いたしまして、変更計画に反映させたいと考えております。

先ほど、古市先生から話がありました、地下水がどうなのかということも引き続きお話をさせていただきたいんですが、8月4日から8月24日まで井戸の施工が終わっております。7m付近に遮水をいたしまして、7m付近から下の方の比較的深い方の地下水を採るような形で施工させていただきました。地質、地層からいきますと、凝灰角礫岩の上部なり、それから火山礫凝灰岩、こういう部分の帯水層を狙ってストレーナーを設置いたしまして、採水するという事で、今、採水をして分析の依頼をしています。

この結果をもとに、下の方の地下水が汚染されているのかいないのか。その状況を見た上で、地下水の浄化計画に反映させていきたいと考えております。

以上でございます。

古市会長： 今、2本の井戸を掘って地山の下の方の地下水位と水質について調査をされようとしているということでありませう。

いかがでしょうか、ご質問はございませんか。

石井委員。

石井委員： 口頭でおっしゃったので聞き取れなかったの確認なんです。地表面から地質構造と深さ、それをもう少し確認したかったんですが。7 mがどうのこうのとか何か。ちょっと分からなかったんですが、具体的に地表面はどういう地層で、下何mぐらいから

古市会長： 要するに地山があって、凝灰角礫岩があってとか、地下水帯水層がどうなってるとか、そういう単純な位置関係。

事務局： 分かりました。

ア-42 に関しましては、表層が火山礫で大体2 m、直上まで入っています。その後は、ロームとかシルト混じりの砂が、数十センチとか1 m単位ぐらいで互層になっておりまして、透水性の良い層と悪い層が入れ替わりになっております。

その後、火山礫凝灰岩が5 mか6 mのあたりに凝灰岩が入っているということで、この部分は風化帯で比較的粘土状になっております。

それから6 mから下が火山礫凝灰岩、8 mから下が角礫凝灰岩の風化帯となりまして、火山礫凝灰岩と角礫凝灰岩の上部の部分から取水するようにストレーナーを入れております。

それから、ア-43、下流の方の井戸ですが、基本的にこれも同様でございますが、8 m付近までロームなり、火山灰なり、軽石なりが互層になっておりまして、透水性の良い層と悪い層が交互に入っています。

それから、7 mから下の部分に凝灰岩が若干入っておりまして、その下が火山礫凝灰岩という形になっております。8 mから11 mのあたりが丁度火山礫凝灰岩になっておりますので、この部分から取水していると。

ロームが比較的透水性悪い部分でございますので、透水性の悪い部分で一時的に止まったものと、その下の層の地下水と分かれているのかなということで、見ておりました。

石井委員： 具体的には地下水位はどの層にあったんですか。

事務局： 地下水位が表層部分のマイナス1 m下の部分に1つ。それから、下の方の5 mから下の部分にもあります。

石井委員： ということは、火山灰凝灰岩

事務局： 上の層と下の層と2つ、概ねあるようなイメージになります。

古市会長： 図があると一番分かりやすかったんだけど。先ほどちょっと、何か8mから、表層から8mから11mの所から取水しておっしゃらなかった？  
凝灰角礫岩から更に下。そんな所というのは、不透水性じゃないの。

事務局： 7mから下の所が、凝灰角礫岩の風化帯の部分がございますので、その風化帯の部分とか、それから火山礫凝灰岩の部分ということで、比較的締まっています。帯水層を確認しておりますので、その部分を狙って採っています。不透水層というよりも、若干、透水性はあるのかなど。

古市会長： だとすると、不透水の基盤岩というのは、地表から何mぐらいの所？

事務局： 12mとか、その辺のレベルですね。

古市会長： ということを考えておられるの。  
そうすると、それより上は1つの帯水層とみなしている。互層になっているからね。

事務局： 2つ、大きく分けて上部と下部という形で見えておりました。

古市会長： そうですか。  
そういうのは、一応、どこで切っているんですか。

事務局： 7m前後の所から下を採っている形でございます。

古市会長： 7mから上と下

事務局： 7mから下を採っている形。上の方については、ストレーナーを入れていない状態。

古市会長： 7mから下の所のものを採っている。

事務局： はい。

古市会長： じゃ、凝灰角礫岩の下、風化した。

事務局： 先ほどこよつと間違えました。5 mから6 mの所、ア-42 ですが、凝灰岩です。火山礫、角礫が付かない方です。

古市会長： ちょっと見えないんであれだけど。また、次回でもその辺、しっかり鉛直の地層構造と地下水の帯水層の構造みたいなものが少し分かれば説明してください。

ごめんなさい、もういいの？続けて。もういい？そうですか。

この上の所に、これにより地下水の分布、賦存量等を補完し、変更を計画に反映させるとすると、2本だけでは無理ですよ。最低3本やらないと書けないよね。だから、1本、2本というのは、少なくともあるか、ないかということを見るんじゃないですか。早急に。だから、分布とか、そういう帯水層の全量を把握するためには、もう少しその結果を踏まえて、前段階的な調査プラス本格的な調査をしないと出ない話ですよ。その辺、どうなっていますか。

事務局： まずは、前回の協議会で、5月の協議会、6月30日の協議会で、この辺のデータを早急に採るべきだというご意見がありましたので、まずは一番下の帯水層、帯水層が2つぐらいありますので、一番下の帯水層に汚染が及んでいるかどうかを確認するためにア-42、43というものを掘って、今、調査をしています。

それと併せまして、実は上の方の帯水層なんですけど、これはローム層の間を走っている砂質の層がありまして、これが地山確認の際に地山確認をしている部分で何箇所か確認されておりますので、そこの湧水につきましても、同じように今、分析をしております。

そういったことで、今、5検体ほど急いで確認しているところです。これを含めて、今後どんどん調査をしていって、できれば11月頃までに浄化計画の方に反映させていきたいと考えています。

古市会長： 少なくとも、このア-42、43、どちらからでも2つ、このデータが出ないことにはお話にならないですよ。これは早急に採っていただかないと。

何故、そういうふうに申し上げるかということ、ここの所が分からないと、要するに地山まで廃棄物は徹底的に撤去したよと言っても、その地山の下の帯水層が汚染していたら、それをくみ出して浄化しなきゃいけないわけですよ。その間は下流の所の水処理施設を撤去できないんですよ。ということは、10

年以内でそれができるかどうかということが大きな課題になってくるわけです。それが、青森県内だけで収まる、前は青森県内で採れた経緯として、10年以内の計画みたいなものを出されたわけですよね。しかるに、これが、もしか境界から、県境から入ってくればもっと増えるわけね。だから、そこがポイントなんですね。その時にちょっと、資料5の方でお話していただけたと思うんですが、ア-29のストレーナーはどの辺、今言った2つの帯水層のどの辺を採っているんですか。高い所。

事務局 : ア-29は、430m前後の砂質の部分、上の

古市会長 : 上の帯水層

事務局 : 帯水層の部分に入っております。

古市会長 : 下の凝灰岩を突き抜けた所は採っていない。

事務局 : 採っていないですね。上の方のロームとシルトとか入っている層がずっと上まで続いている地層がございまして、今回、地山確認のエリアでも、その層が丁度、ア-43のちょっと上、ア-14という三角で入っている所があるんですが、その辺からずっと繋がっているのが目視できています。

古市会長 : 砂層が？

事務局 : 砂層ですね。それがア-29の層に繋がっているのかなということで見ております。

古市会長 : 要するに水みちがバーッと走っている可能性があるのは辺の可能性はあるんですね。

事務局 : そうですね。

古市会長 : そうだとすると、ア-29は高濃度で出て、ア-29、現在はもうあれなんでしょう。地山が出ているんでしょう。

事務局 : 地山が出た上に道路を造って終わった状態になっています。

古市会長：　　そうですね。

　　だから、上の帯水層とするならば、ここ、42、43 というのは、かなりのジオキサンが出てくる可能性は高いですね。

事務局　：　　上層は多分出てくるかと思います。

古市会長：　　上層の方はね。このまま走ってくるよね。

　　だから、ア-29 の上層の帯水層への汚染物質の供給源がどこかという所がポイントなんですよ。この辺の議論は資料5でしたいと思いますが。

事務局　：　　ア-29 につきましては、昨年度、ずっとオープンにしていた。それから、今年の6月、7月頃まで道路工事をしていますので、上の遮水が無い状態で1年ぐらいあったので、その影響がある程度残っているのかなと。

古市会長：　　道路で上面キャッピングみたいになったのはいつからですか。

事務局　：　　7月、8月になってからになります。

古市会長：　　今年の？

事務局　：　　今年です。

古市会長：　　でもずっと上がっているでしょう、29 は、ジオキサン濃度は。

事務局　：　　あとは、この場所って、地下水の涵養がなかなかし難いような場所でございますので、あまり水の動きそのものも無いのかなと。動き難い場所になっている可能性がございます。

古市会長：　　動き難い。じゃ、どこから供給したんですかね、水。

　　じゃ、そういうクエスチョンを頭に置きながら、5番の資料にいきましょうか。

　　資料4に関しまして、質問。はい、榎本委員、お願いします。

榎本委員：　　5に関連するかもしれませんが。

　　さっき石井先生がおっしゃったんですが、このトレーサーの検査を例えば、ア-27、29、42、43、37、38、こういう流れと仮定すれば、これを今後ともト

レーサーの検査をする予定はあるんですか。できれば、27、42、43 の流れと、これから出るア-25の上ですよね。25のイの側からのトレーサーの検査みたいなものは、何か計画みたいなものはあるんでしょうか。

事務局 : 今、ご指摘のあった場所についてのトレーサーというのは、ちょっとまだ計画しておりません。今、42 と 43 の結果が出て、あと湧水の部分の結果も含めて検討してから、次、どういった調査を行うか考えたいと思っておりました。

榎本委員 : 基本的には、ここの地下水の汚染をどうするかというのは、もうかなりポイントになってきていますから、おそらくこのア-27 からと 25 のラインが、本当はやった方がいいのかなというふうには思うんですが。これはまた後で。

事務局 : 原地形の谷の部分になりますので、ここが多分、一番大きな水の流れになっているというふうに考えていますので、ここの部分のラインの浄化というものが、一番ポイントになるかとは考えています。

古市会長 : 榎本さん、よろしいですか。また、次の資料5の所で質問していただければと思います。  
ありがとうございました。

それでは次の資料5に移りたいと思います。県境部における汚染地下水流入防止対策ですね。これについて、ちょっとゆっくりで結構ですので、分かりやすく説明してください。文章がかなりエッセンスになっていますので、よろしくをお願いします。

事務局 : ご存知のとおり、不法投棄現場一帯で岩手県側に最も標高の高い所があり、そこに分水嶺が存在しております。そのために岩手県側現場の西半分の地下水は、青森県側に向かって流れるという状況があります。そのような状況の中で平成17年に北大殿のご協力を得て、トレーサー試験を行い、地下水の流れの事実を把握し、それを受けて、岩手県では県境部の南半分に地下水を遮断するための鋼矢板を設置した経緯があります。

ご心配をお掛けしている鋼矢板の無い部分、県境ラインの北半分の地下水の流入問題と、今、申しました南半分、鋼矢板のある部分の地下水について、2点ほどご報告いたします。

まず1つ目ですが、資料5-1です。

県境ラインの北半分の矢板の無い部分について、本県側で平成22年度から1,4-ジオキサンが環境基準を超過して検出されている井戸があります。こちらの

方につきまして、青森・岩手、両県合同で平成 24 年 6 月に県境部の地下水実態調査を行いました。その結果は、まず 1 つ目は、岩手県側の A 地区で 2 か所、青森県側の県境部 2 か所から 1,4-ジオキサンが共に環境基準を超過して検出されたという事実があります。

この結果に加えまして、平成 14 年度に当時の合同検討委員会、こちらの方で明らかになっている 2 つの知見がございます。

1 つ目が岩手県側の A 地区の地下水位が最も高く、その地下水はより水位の低い青森県側に流れてきているということ。

もう 1 つが、今回、岩手県側で 1,4-ジオキサンが環境基準を超えて検出された 2 つの箇所はいずれも青森県側に向かって流れている地下水の集水域の中に存在しているということ。

それから、昨年 12 月に岩手県が A 地区で行いました廃棄物があるか無いかの試掘調査の際に明らかになっている知見。これは岩手県で試掘を開始した直後から、それまで安定していた青森県側の地下水の電気伝導度が急上昇するなど、岩手県側の作業の影響が青森県側の地下水には現れるという状況があります。

これらの知見を総合的に勘案しますと、岩手県側から青森県側に地下水が流れている。それには 1,4-ジオキサンが含まれているというふうに考えられると地下水実態調査では結論付けております。

この結果につきましては、前回 6 月 30 日の協議会でもご報告をしております。

この状況というのは、2 番目に書いておりますが、現在、岩手県が公表しております地下水の浄化というのは、大体 5 年ぐらい掛かるというふうに聞いていますが、その間、最大で 5 年間、環境基準を超過する汚染地下水が本県側に流入し続けますので、このため、現在策定中の本県の変更実施計画案の事業期間や事業経費に影響を与える可能性がございます。

具体的に量とかがはっきり確定しておりませんので、どれだけの事業期間が延び、どれだけの事業経費が増加するかということまでは具体的な数字は出ておりませんが、本県の変更実施計画案は流入がないことを前提に計画しておりますので、間違いなく期間、経費とも影響を与えることは明白です。

これらの結果を踏まえまして、実は 7 月 11 日に担当者間で、そして 8 月 8 日には文書を持参し、岩手県庁の方に出向き、協議を行って参りました。

本県からは、調査結果、地下水実態調査の結果から青森県側に汚染地下水が流入しているのは、まず明白であるということを示唆しまして、この汚染地下水が流入してきているということは、平成 16 年に環境省が調査して、平成 18 年度、19 年の冬までに岩手県が鋼矢板を施工することで青森県への地下水流入防止効果のある措置というものを行っておりますが、これが不十分であるために北の矢板の無い部分から、まだ地下水が入ってきているということですので、

ここの部分についても、鋼矢板による地下水の流入の遮断を求めています。

それに対しまして、岩手県側からは、他の要因も検討する必要があるとした一方で、本県への地下水の流入対策として、鋼矢板による遮水対策も含めて協議を行うこととする旨、回答がございました。

この岩手県からの回答を受けまして、今後は地下水、県境部の地下水の因果関係について岩手県と更に協議を行うこととします。

本県としましては、鋼矢板による抜本的な地下水流入防止措置を講じることを前提に変更実施計画案を策定するという考えを前にお示ししているところで、今後とも、この考えに沿ってきちんと対処して参ります。

以上、県境の矢板の無い部分についての報告です。

古市会長： 裏の図の説明もお願いします。

事務局： この図は、平成 22～23 年の頃の岩手県の協議会の資料ですが、オレンジ色の点線のラインが県境のラインになります。青いラインが岩手県で施工している鋼矢板、南半分の部分になります。その上の部分にA地区という所がございまして、ここが一番標高の高い所で、ここの県境ラインの所が今、鋼矢板が無くて、地下水の流入が問題になっている箇所になります。

岩手県の現場の中に点線のラインが緑色、青、あるいは茶色と走っておりますが、茶色のラインが平成 14 年当時の合同検討委員会で明らかにされている分水嶺になります。この当時は、この茶色の点線のラインから左側の部分の水は全て青森県側に流れてくるということで考えられておりました。

その後、平成 15 年以降、岩手県で追加で井戸の流行・流速調査を行って、この分水嶺を補っております、そのラインというのが緑色のライン、あるいは青色のラインになっております。

ですから、合同検討委員会の検討でも、あるいは岩手県さんの独自の調査結果でも、岩手県側に現場の分水嶺というものがございまして、現場の西半分の部分は地下水は青森県側に流れてきていると。それを南半分については、岩手県が平成 19 年の冬まで掛かって鋼矢板を打って防いでいるという状況にあります。

ただ、北半分の所について鋼矢板が無いのは、当時はA地区の撤去が完了していたので、地下水に汚染は無いだらうということだったんでしょうが、現在、1,4-ジオキサンがA地区の中からも、あるいはA地区から外れる県境の部分の岩手県のポイントからも、青森県のポイントなどの廃棄物の無い部分からもジオキサンが検出されているということは、これはA地区の廃棄物の影響がこちらの方にも流れてきていると考えて間違いないと考えております。

一応、流入量の推測もしておりますが、岩手県のA地区の部分の分水嶺までの集水域の面積が約 5,000 m<sup>2</sup>ございますが、現場の年間降水量、そしてキャッピングをしておりますが、地下浸透率、キャッピングが完璧ではございませんので、大体 4 分の 1 ぐらいは地下に浸透していくというふうの実績から数字が出ておりますので、それから計算しますと年間 1,900 トン、日量にしまして 5 トン程度、毎日、汚染地下水が本県側に流れてきていると推測しております。

この図についての説明は以上です。

古市会長： ありがとうございます。

どうしますか？続けて 5-2 も説明していただけますか。

事務局： 続きまして、県境ラインの南半分の岩手県が鋼矢板を打っている部分についての汚染拡散防止対策についてご説明いたします。

この鋼矢板は、先ほど申しましたが、平成 17 年に岩手県が計画を発表し、18 年度に 18 年の秋から 19 年の冬までかけて施工したものです、その計画内容は次のとおりでした。

1 の (1) です。岩手県では、汚染拡散防止対策として県境部南側に鋼矢板を土留め工 140m と遮水工 87.5m の合計 227.5m を設置するとしてしました。

2 つ目です。鋼矢板の設置は、岩手県側のイー 20 のモニタリング井戸の地下水位が表面遮水工施工後は標高 440m を超えていないということから、余裕を 1 m みて地下水位が 441m を超えないように計画しております。

そして 3 つ目ですが、県境部分に汚染拡散防止対策のため鋼矢板を設置した場合、地下水が堰き止められるので、地下水位が上昇し、鋼矢板の南北両端部分から地下水が周りへ流出する恐れがあるということから、当時の原地形の南の沢、北の沢の最深部に集水井を設置して、地下水が上昇した場合揚水して処理することとしておりました。

この岩手県の計画内容は、平成 17 年の 11 月の本県の第 11 回協議会において報告しており、この鋼矢板による汚染拡散防止対策につきましては、地下水に異常があった場合に岩手県へ次の要望を行うことを条件として、協議会です承されております。

1 つ目が、県境部分の南側は和平高原開発農場側のアー 23 のモニタリング、そして、県境の北側は、アー 25 のモニタリングによりまして、地下水の異常が認められた場合には、岩手県側に早急な対策を要望することとしました。

もう 1 つが、集水井戸で地下水の水位低下が見込めない場合には、井戸を更に計画的に増やして揚水するよう要望することとしました。

これを受け岩手県では、平成 18 年度に鋼矢板を施工すると共に、同時に 4 本

の井戸を設置して揚水し、地下水位を抑制しておりました。しかし、その後、平成 21 年度以降、岩手県側の地下水位のデータを確認しますと、地下水位が抑制されておらず、441mを超えている状況が継続していることが判明しています。

そのため、7 月 11 日の県境の矢板の無い部分の汚染地下水の流入対策の協議の際に、岩手県に対しまして、鋼矢板設置当初の計画どおりに揚水して地下水位を抑制するよう要請しております。

これにつきましては、岩手県側からは 8 月 1 日から揚水ポンプの稼働条件を変更し、揚水井戸の地下水位が上がらないように管理を努めていくという回答がありました。

今後も適宜、岩手県側から地下水位などのデータをもらいまして、状況を継続的に確認していくこととしています。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

丁寧にご説明いただきましたので、十分ご理解いただいたと思います。

過去の経緯と現状等を鑑みて、今、協議に入っているということであるわけですね。

いかがでしょうか、ご質問、ご意見、何でも結構ですが、コメントでも結構です、いかがでしょうか。十分、時間はございますので、ここの所が一番ポイントになります。じゃ、石井委員、お願いします。

石井委員： 資料 5-1 の所で 2 つほどお聞きしたいと思います。

真ん中の 2 の汚染地下水流入による青森県支障除去等事業への影響の所で、現在公表されている岩手県が地下水の浄化を完了するまでの 5 年間とありますが、岩手県が公表されている地下水の浄化というのは、今、問題になっている別添資料 1 の A 地区の地下水汚染に対するものなのでしょうか。

事務局： いえ、岩手県側現場の全体について、浄化完了まで 5 年間ぐらい延びると聞いています。

石井委員： ということですね。ですから、必ずしもまだ A 地区に関して、今問題になっている A 地区、あるいは鋼矢板の所の付近のジオキサンに関して、どうのこうのするというわけではないんですね。ですから、ちょっとこの文章ですと、この書きっぷりだと、いかにも何かそういうことを岩手県はやろうとしているような感じはしますが、明らかにこれほどまだ、次、浄化を行なおうと思っていないですね。

例えば、岩手県から他の要因も検討する必要があるとした一方で、本県の地下水流入対策として鋼矢板による遮水対策も含めてまず協議を始めようという回答がありましたとあるんですが、実際のところ、岩手県のこの問題に対する認識はどうなんですかね。確かに岩手県側の地下水というのは、1,4-ジオキサンで確かに汚染されていますねって。これがいろんな主要因はあるかもしれないけども、一部は青森県側さんに流れている可能性がありますねって、そういう認識なのか。その辺がよく分からないんですが、どうなのでしょう。

事務局 : 7月11日までの口頭での協議の際には、岩手県では、流れているのか流れていないのか、よく分からないというようなお話でした。今回いただいた回答では、青森県側で1,4-ジオキサンが検出される主因とは考えられないが、岩手県が何らかの影響を与えているんだらうという回答にはなっておりましたので、地下水の流れが無いとは言っておらず青森県側に幾らか流れてきているということは認識しているんだと思っております。

石井委員 : とすると、今、僕の2つ目の指摘は、そういう認識だということで、それ以上は質問しません。上の文章はちょっと問題があるかな？という気はしましたね。これだと、いかにも何か我々が指摘している所に関して、やろうとしているんだけど、5年間はありますよ、みたいな。何もやらなかったら10年間丸まるある可能性があるということですよ、これから。ですから、ちょっとこの上の所の文章は、意味が分からないなと思って聞いていました。

それから資料5-2の一番最後の所の岩手県の対応で、「揚水ポンプの稼動条件を変更し」というのが分からないんですが。稼動していなかったものを稼動させたのならば、稼動条件の変更ではないというのが僕の認識なんですが。それはいかがなんでしょうか。

事務局 : これは、元々はイー20という井戸の水位が441mを超えないように、複数の井戸で揚水するというので、はじめはやっていたんですが。その後、データを見ますと、揚水している井戸もイー20も441mを超えている状況が続いています。

最近はこちらの方から指摘する前は、水位が上がった井戸にポンプを投入して汲み上げる。水位が下がると、ほかの水位が上がっている井戸にポンプを移し替えて稼動するというような、モグラ叩きみたいな感じで揚水をしているような状況だったようです。

今回、「稼動条件を変更し」というふうな回答をいただいているんですが、具体的な内容については、今後協議する中でどういった対策をとるのか。具体的

な内容を伺いたいと思っています。

石井委員：　そうですね。青森県側では廃棄物を撤去するにしても何しても、しっかりとマニュアルを作ってやられていますよね。やっぱり岩手県さんでもそういうふうにマニュアルをきちんと作ってやられているかどうかということも含めて確認された方がいいのかなと思いました。

事務局　：　なかなか岩手県の担当者にお聞きしても、現状は、どうも現場の業者に任せっきりのような状況で、よく分からないという回答がくるのが常です。その2、3日後に現場から確認したデータがうちの方に送られてくるというような状況で、管理については、ちょっと疑問がありますので、そこも含めてきちんとやっていただくようお願いしていきます。

古市会長：　そうですね。確認なんです。

資料5-2の所の協議会で了承された本県の対応方針というのは、これは青森県の対応方針だろうと思うんですが。次の要望を行うことを条件に了承されたということで、要望は、青森県から岩手県にされたんですが、この2つの条件は、岩手県は了解したという形になっているんですか。

事務局　：　こちらにつきましては、当時の担当、当時の汚染拡散防止対策担当と向こうの整備再生担当の課長さんの間で了解しているというふうに聞いております。

古市会長：　了解されているということは、そういうことが認識されて継続しているということですね。

事務局　：　はい。

古市会長：　だとしたら、そういうデータについては、毎回、向こうも何らかの協議会で報告しないと駄目ですよ。例えば、データがあると思うんですが、岩手県側のデータですから、岩手県が多分計測していると思うんですが。鋼矢板の東側の地下水位は441mを超えないというんですが、これの現状はどんなあんばいですか。何m超えているんですか。

事務局　：　現状は8月1日からこういった稼働・揚水の仕方を変えて積極的に揚水しているようで、大体今、441m前後まで下がってきております。

古市会長： いやいや、じゃ、言い方を変えましょう。  
ここ数年、どういう状況でしたか。

事務局： ここ数年は、平成 21 年度の中盤あたりから、441mを常に超えているような状況です。

古市会長： ですから何mでしたか？ということを行っているんです。

事務局： 最も高い時で 447mです。

古市会長： でしょう。多分、5、6 mのヘッド差が出てきて、越流しているなり、越流だけなのか、というところが1つの問題なんですよ。越流だけして鋼矢板の上からきている表流水だけ行っているのか、それとも地下水が行っているのか、両方考えられるんですけど。要するに5 mの差があれば、かなりのヘッド差になるんで、勾配が出来てくるので、青森側に流れてくるのは十分考えられますよね。そういう状況がずっと 21 年から続いているわけでしょう。岩手県側は、そういうことを了解していて、それを何ら報告せずに、また県の方が認識もせずに現場に任せているというのは、やはりちょっと考えられないんですけどね。

別に私は岩手県を糾弾するつもりは全然ないですよ。でもどうしても、事実関係を確認していくとそういうふうになる。ただ認識を、事実を確認した上でベストな方向に持って、改善していきたいという気持ち強い、そういうことなんですけどね。

北沢室長： これにつきましては、やはり実際、どういう状況かというのを定期的に資料をいただかなければいけないと思っております。毎月1回、岩手県との打ち合せ会議というものをしていますので、その際にそういうデータを定期的にしつかりいただくということで、我々もチェックしていきたいと考えています。

古市会長： 分かりました。  
他にいかがでしょうか。溝江さん、お願いします。

溝江委員： 確認です。資料5-1の県境部の汚染地下水の流入防止対策で、今日の資料で両県協議が7月11日に担当者間で、そして8月8日に文書持参で行われたということが分かりました。

その7月11日と8月8日の間の7月21日に岩手県の原状回復対策協議会が行われたということが、翌日の7月22日の新聞報道で分かりましたが、実はそ

の時の岩手県側の話が 1,4・ジオキサンを含む地下水の流入防止策について、青森県側からは正式な申し入れはない、という形で報道されていたので、ちょっとびっくりしたんですが。そうすると、これは7月11日の担当者間の協議、さらに8月8日の文書を持参しての協議、この2つを含めて岩手県側としては正式な申し入れとして受け取ったというふうに受け取って良いのかどうか。

北沢室長： 我々としては、打ち合せといってもちゃんと担当者が顔を合わせて協議して、その席でしっかり復命していただきたい旨も申し添えておりますので、それが正式でなかったら何が正式なのかといった想いで、協議会の発言を見て非常にびっくりしたという経緯がございます。正式という意味の取り方にもよろうかと思いますが、そういう意味で正式に来ていないという認識があるというような感じを受けましたので、8月8日に文書を持参して、それは正式にやっていることですよ、という確認も兼ねてやってきたということでございます。

溝江委員： 分かりました。

古市会長： 他にいかがでしょうか。  
澤口さん、お願いします。

澤口委員： 今のことに関連してなんですが、先日、二戸と三戸と田子の議員の集まりがありまして、そこで、私、初めて出たんですが、やはり今のように違和感を覚えまして、二戸の何人かの議員の方は、今のジオキサンのことに関して、いわれのないことを青森側から言われているようなことを言ったわけです。「えっ、これは話が」確かに県と市は違うでしょうけども、ここまで話が来ていないのかなと思って、ちょっと唖然とした思いで帰ってきましたので、その辺がどうしてこうなのか、委員長じゃないですけども、糾弾するつもりはないんですが、何故もっと事実を事実として受け入れて協力してくれないのか、今後、その辺は私も努力したいと思いますが、今、一言申し添えます。

古市会長： 今のご報告は必ずしも二戸のその方が正しい情報が入ってきていない可能性があるのではないかということですね。伝わっていない可能性があるということですね。その辺、いかがなんですかね。ちょっと、小保内委員にちょっと、お答えし難いでしょうけども、可能な範囲で。

小保内委員： 私も先般の岩手県の協議会に出まして、何をもって終結するかと。青森県の方では、今の変更計画についても案をお示ししている状況であるという話を

させていただきました。そういう中で、この5年間という延長の話がありましたが、実は、地下水というよりは、地下汚染土壌の解決という意味合いの方が強いような感じを私は持っておりました。そういう意味で地下水のお話はまだ、しっかりと検討されていないという認識を持っております。

それから澤口委員さんのお話であります、議員は、岩手県側の委員会に出席しております、女性の委員長などもそうなんです、やはり片方だけの認識しかもっていないというところがあります。ですから、私らとしても、出来る限り情報を提供していきたいと思えますし、次回、私も岩手県の委員会に出ます。これは、丁度、二戸祭り、要するに町のイベントの真っ只中に開催されるわけでありまして、私も出ることができないという状況でありまして、実は、もう一度、今回の意味合いのことを私なりに、青森県さんともお話しますが、地下水の流入 441mの件、それからA地区の件などをしっかりと文章をもって出して、そして回答を貰わなければ、私らもこの場に出てきて、同じような話を「こっちだ」「あっちだ」「こっちだ」というよりは、しっかりとした向こうからの回答をいただいてお話し合いに臨みたいし、岩手県側の委員会の中でも、こちらの意見について、そういうことを認識してもらいたいということを考えております。というのは、私と山本田子町長さんは、どちらの委員会にも出ているので、やはりお互いの風の違いというか、というのも雰囲気的に感じているところもあります。そういう意味でもう一度しっかりと、こちらからもお話していかなければならないし、終結は、片方は5年、片方が10年という意味合いじゃなくて、しっかり合わせて問題なく終結するのが、本当の終結だと思っておりますので、その辺のところはしっかりとしていきたいと思っております。

古市会長： ありがとうございます。

お名前が出たので山本委員も何か、お立場で。

山本委員： 山本です。

岩手の方では、全体的な数字が改善しているというふうなところで、我々の方法は間違っていない。着実にそれは実現をしているのだというふうな観点に立っていることは事実だと思います。

その中で、このA地区の部分について、本当にそうなのかな？という疑心暗鬼は確かにあるなというふうに感じました。ですから、青森県側の心配事として、このA地区からの流入が、汚染水が入ってくることによって、10年間という計画が完結できない可能性がある、そこを大分心配しているんですよ、ということはこの前の岩手の方の協議会でも申し添えましたが、そこはっか

りと「じゃ、やっていきましようか」という全体の流れはあるんですが、しかしながら、やっぱり言っていることがそれぞれにちょっと違うというふうに感じております。ここに違和感があるわけです。

ただし、私達にしてみれば、それぞれの方法で、それぞれの成果がきちんと表れるのであれば、これは何も言うことはないんですと言いながらも、ただ片方では、「このままの形ではしっかりとした処理ができないんです。というふうなことを心配しています。」ということは言っておりますので、そこについて専門家の皆さん、向こうも専門家の皆さんが集まって協議していることを思うと、どこかで何かの情報が足りないのかなというふうなところも思わないわけではないんです。

ですから、この文章を見ても、それは遮水対策も含めて協議を行う、含めるとは言っていて、その他にどういうことがあるのかということにつきまして、実際にはどうなんだというふうな委員の質問もあるわけですが、そこは青森県側としっかりと打ち合せしていきます、というふうな言い方に終わってしまうんですね。それが何回かありましたので、そのような、これから協議をするのではなくて、協議をした結果をここに持ってきて、しっかりとした方向性を出さなくちゃ駄目だというふうな言い方も、岩手の協議会ではなされております。

従って、それなりに岩手県としても、様々な意味合いの中で、もはや逃げたり、あるいははぐらかしたりできないような状況になりつつあるのではないかなと思うんですが、ここにつきましては、どうしても県の担当同士だと、それがすれ違いになっている可能性の方が高いなという感覚をやはり持っております。

ただただ、私達、この当該自治体にとりましては、どんな言い方をしても成果として1つのものが得られれば、それに越したことがないと思っているんですが、ただし、5年、10年という自分達の目標の後に全く違う結果が出ないようにしていただきたいものだという願いだけが残っているということになります。

以上です。

古市会長： どうも。

ちょっと確認なんですけど、協議、青森と岩手が協議された結果について、その結果を岩手県の協議会の場に持ってきてくださいというふうにおっしゃっていただけたか。何を持ってこいと言ったんですか。

山本委員： 協議の中でも詰めていくと、それは青森県側とこれからしっかりと打ち合せをしてやっていきます、という答えになっちゃうんですね。

古市会長： 岩手県の協議会で県側がそういうお答えをしていると。じゃ、その結果はどうなっているんだという。なるほど。

山本委員： そういうふうな曖昧な答えじゃないものをちゃんと持ってくるべきだというふうな、委員からはそういうなお話が出ているわけです。

古市会長： ということは、これも言い難いですけど、その辺ははっきりさせたいんですが。岩手県の方の委員からいろんなご意見が出ていると。それに対して、岩手県の県の担当者の方は、それについてはいろいろ検討します、というお答えをしていると。しかし、その結果が出てきていないという、そういう理解でいいんですか。

山本委員： そうですね。やはり、聞きたいことに対して答えてくれていないという苛立ちが委員の中にも少しはやっぱりあるんです。「ここはどうなっているんでしょうか」、ということに対して、しっかりとした答えが返ってきていない。

北沢室長： 岩手県の協議会では、まだこの調査結果についても、協議会に出していないし、先日の協議会では、溝江さんがおっしゃったように正式に協議を受けていないので、協議を受けたら対応を考えるみたいな言い方をしているわけで、要はまな板にまだ上がっていない状態というふうに我々は認識しております。

ですから、その辺、本当は先方でも協議会の中で、こういう調査結果等を踏まえて対応をご協議するということをしていただければ、というふうに我々は考えています。

古市会長： していただければな、というのは、青森県の県の方が岩手県の県の方におっしゃっているわけね。ですね。ちょっと主語がはっきりしないと分からないんだけど、宇藤さん、どうぞ。

宇藤委員： すいません、唐突な意見なんですけど。

それこそ、古市会長さんと向こうの会長さん同士がトップ会談するでもないけども、そういう何か青森県の人達の想いと岩手県の人達の、そんな違わないような気がする。その辺は分からないんですが。何か違うやり方というのもし出来ないのかなと。もう少し青森県の人達の意見と岩手県の人達の意見を交わしてみるといふか、そういう考えはできないものでしょうか。

何か、県側では一生懸命やっていると思うんですが、県側だけでは解決できない部分というか、何か良い方法ってないものでしょうか。

古市会長： 今、私、山本委員からお聞きしたニュアンス、私の解釈はね。やはり向こうの協議会では、きっちり協議会、学術経験者とか、それから手を挙げた市民の方とかがおられて、多分、しっかり議論されているんだろうなというふうに思うんです。ただ、そこへ正しい情報が入っていないんだなという印象を受けたんです。どこからかは言いませんけども。だから、いくら言ってもそのまな板の上に乗ってこないから理解できない。前に言ったことが次出てこなかったら、やっぱり委員の方って、それを専門にしていませんからね、いろいろ忙しいですから、忘れちゃうんですよね。次に行った時は前に何をしたかを出してくれない限り覚えていないですよね。何かそういうようなニュアンスを受けたんですけど。山本委員、そんな感じなんですか。

山本委員： 一部、そう捉えられることもあるかと思いますが、彼らにとってA地区は一部であって全体ではないんです。我々にとっては、この地区は全部の始まりになるわけで、一番影響を及ぼす所になるわけですから、そういうスタンスの違いといいますか、現場の全体の捉え方がやっぱり違うんだろうなというふうに、私は感じています。

古市会長： そうですか。

それと小保内さん、もう一度確認なんですけど、向こうは土壌を浄化するのがメインであって、地下水が意識にないというふうに、そういうふうなことをおっしゃられたんですけど。要するに何が原因で何が結果というと、土壌汚染というのは結果であって、原因って流動させるものは地下水なんですよね。地下水で動いているわけです、汚染物質が。それが土壌に吸着して汚染が残っているとかな。

だから、地下水を見ないということは、現象の半分以上は見ないということに等しいんですよ。本当にそういう議論なんですか。信じられないんですよ。

小保内委員： 県境地域については、やはり地下水が流れているという情報はあるわけでありまして、そのことについてA地区が一番高い地域でありますので、この地域から流れているんじゃないかなという話で、先般の現場確認の時もそこを中心に見て参りました。そして、今、やはり岩手県側の流れていない南側というか、その地域については、今、盛んに土壌を改良している地域でありまして、その情報をデータを持って話しているということでもあります。

ですから、441mという話も、私はよく理解できていなかったところでありませう。

古市会長：　そうですか。ということは、地下水の動きは何回か議論している時に「地下水はありません」というふうにおっしゃるわけですね。だから、地下水がないはずがないって。そうか、そこは全く抜けているんですね。でも、考えられないんですね。

小保内委員：　矢板が入っている以上は地下水の問題も確かにあるので矢板が入っているわけでありまして、ゼロというわけではなくて、県境側には地下水の問題もあるし、南側には土壌汚染の改良が出来ていない所もあるので、そのデータがしっかりと出てくるというところでもあります。

古市会長：　では、ちょっとお願いですが、そういうことはないと思うんですが、小保内委員と山本委員、岩手県の方の委員会で、地下水がどうなっていますか？ということをして是非質問していただけないでしょうか。

小保内委員：　質問というよりは、前もって文書で入れておいてもらいたいと思いますね。それからの方が、やっぱり議論になるので、その場でこっちから言っても困る話なので。

山本委員：　岩手県側の地下水の考え方は、平地の中でスポット的に井戸を掘って、そこから汲み上げるという考え方なんです。ですから、地下水があるものをここで汲み上げることによって傾斜ができて、そちらの方でどんどん汲み上げて浄化していけばいけるというふうな、いわゆる、我々の方は傾斜地に対して集めることを考えていますが、向こうはそうではなくて、やはりスポット的に汲み上げていくことで、彼らを選んだ1つの浄化方法として微生物で浄化をするというふうな、これも循環型、循環をしていくというふうな意味合いで、この延長といいますか、これがやっぱり大きな考え方の1つになっているというふうなことかと思えます。

ですから、地下水は1つのもの全体を汲み上げて浄化するというのは、効果が出ているという前提に基づいているんですね。だから少しずつ良くなっているんだと。だからこのやり方で間違いないというやり方です。汲み上げているんです、どんどんどんどん。

古市会長：　地下水というのは、連続しているんですね。地下水分なんですよ。

山本委員：　だけでもスポットなんです。

古市会長： これはもう、直感的に分かりますよね。水溜りみたいにポコポコあるわけじゃないですよ。そこの発想は常識だと思うんですけどね。

山本委員： しかし、やり方の違いでどこか出ているというふうに判断しますよね。

林部長： いろいろご議論いただいてご意見、十分承ったところでございます。いずれにしても、この資料5-1に記載しておりますように、今、正式というか、きちんとした形で本県の方から岩手県の方に文書でもって申し入れをして、それに対して岩手県から答えがあった。そしてそれに対して今、我々としては、回答があったこと自体に対して、こちらの疑問もきちんと投げかけまして、そういった形で今、実際の事業を行っております事務方、県と県の間で、まずはきちんとした土台ができるような形で積み上げていかないと、次、やっぱりなかなか進んでいかないと考えています。従って、この資料5-1にも書いてありますような過去のいろいろな知見、データとか、こういったものを1つ1つ積み上げていった上で、まずはそこをきちんとやっていくしかないんだらうなというのが、今の正直な気持ちです。

そしてまた、そういったやることによって、また岩手県との違いの部分というものもこちらから指摘するなりした上でやっていきたいと。

そしてまた、この協議の中で、当然、私共の基本的な考え方というのが、今後の方針の所を書いてありますように、これまでの協議会の中で皆様からいただいたように、本県としては、やはりこの鋼矢板による抜本的な対策を講じなければ意味がない。これを前提として岩手県とは交渉に当たっておりますので、まずはそういった意味で強い気持ちでもって協議をして参りたいと考えております。

古市会長： 力強いお言葉をいただきましたが、詰まるどころ、冒頭申し上げましたが、特措法が10年間延長されたという、これも結局、税金を投入するということですから、ですからやっぱり青森県としては10年間という期限をしっかりと守って、完全に浄化しないと、これは申し訳ないですよ。だから、そのためにはどうしたらいいかというので、いろいろな問題があるのであって、その想いというのは、岩手県も同じだと思うんです。そのためには、情報を開示して、やはりそれを隠すことなく、同じ情報で議論して結論を出していくということだと思うんです。だからその所が、今日お聞きしてみると、必ずしも上手く情報が流れていない可能性もあるんだらうなというふうに思います。皆さん、想いは多分、一緒だと思うんですよ。だから、是非、その辺のところをやっていただ

きたいなというふうに、今日、非常に良いご意見をいただきましたので。

そうしましたら、予定の時間が参りましたし、1分ほど超過しておりますので、6番目の産廃特措法の一部改正等、これについてちょっとご報告をお願いします。

事務局： それでは、資料6に基づきまして、産廃特措法の一部改正等についてご報告します。内容につきましては、冒頭の林部長、それから古市会長のご挨拶のとおりでございます。

産廃特措法の一部改正については、今月10日衆議院で可決され、22日に公布、施行されました。

今後、国は基本方針を公表するとしています。

1の改正の概要につきましては、既にこの協議会の場でご報告しておりますが、平成35年度まで10年間延長する。それに伴って国は34年度までの基本方針を定める。県は、平成25年3月までに国に実施計画の変更を協議するという内容です。

この県の対応方針につきましては、基本方針に基づいて環境審議会、田子町の意見を聴いて環境大臣に協議します。

3の財政支援につきましては、これまで下の参考の部分に書いておりますように、産廃特措法の延長と財政支援の要望を国にしてきておりますが、今回、今までと同じ財政支援を講じてくださいというお願いを7月12日に県の重点施策提案として国に要望して参りました。

次のページです。これは、今後の実施計画の変更日程案の概要となります。11月10日に本協議会に開催されることになっておりまして、この協議会に合わせて実施計画の変更に係る課題、推計量の精査、本日ご報告しております地下水の浄化の精査、県境部地下水対策の協議、その他基本方針に基づく検討を行いまして、再び協議していただきたいと考えております。

以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

この一部改正案の内容及びスケジュールについて、何かご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

ちょっと確認なんですけど、まだ環境省の基本方針が出ていないでしょうし、これから打ち合せ等をしていかれるので、環境省との関係で時期が移動する可能性がありますよね。それと、岩手県との関係で調整しなければいけないのがありますよね。そうすると11月10日というのも、かなり流動的になりませんか？

それと、できるだけ早くやらなきゃいけないですよ。できたら局面、局面で重要な所でこの協議会でいろいろご意見をいただいた方が良いと思うんですよ。だから、次回はこれで確定だというのではなしに、状況を見ながら早めるのか遅めるのか分かりませんが、ご判断いただければと思います。

それでよろしいですか。

ではそういうことでよろしくお願いします。

それでは、次はその他、お願いします。

事務局： それでは、資料7に基づきまして第45回協議会の開催日時及び開催場所についてご案内申し上げます。

次回、第45回の協議会につきましては、開催日時は平成24年11月10日の土曜日、時間は1時半から3時半まで、場所はここ、ユートリー8階中ホールを予定しております。いずれにしましても、開催日時や場所については、委員の方々にご連絡申し上げますので、よろしくお願いします。

古市会長： ありがとうございます。

ということで、今日の予定されております議題は全て終わりましたので、これで終わりたいと思いますが、最後にこれだけは申し上げたいということ、ございますか。小田委員、お願いします。是非お願いします。

小田委員： 今、岩手県側さんの方との地下水の流入防止のこと、随分大変、お互いの協議会の方でいろいろ食い違いがあつて大変だなと思いますが、やはり私達のこの話し合いの内容とか、そしてまた県の方で集めているデータとか、それを是非、情報としてまとめて向こうの方の協議会に出していただいて、それを出席なさった山本委員とか小保内委員に、それを基に是非橋渡しの発言をして、私達の意図をもう少し汲んでいただけるような、そういうふうな状況にさせていただいて、これから少しでも1つの方向性になっていったらいいなと思っております。

お願いいたします。

古市会長： ありがとうございます。

その辺のところ、小保内委員もおっしゃっていましたが、文章にしてということですので、是非、文章でお願いします。

北沢室長： 今の件ですけども、うちの方から先方の協議会にこれを諮れというような言い方はなかなかできないかと思えます。

古市会長： 向こうの県にお出して、向こうが出すか出さないかというのはご判断いただくと。

北沢室長： 分かりました。うちの方でこういう議論があったということで、それを向こうに出します。

古市会長： 今までもあれでしょう、うちでやっているような協議会の資料は全部お渡ししていますよね。

北沢室長： 勿論、一緒にやっている、協議していることは調査していることですから、その資料は当然持っているわけですので、今日、議論している内容等を議事録という形で向こうに提供します。

古市会長： 議事録は毎回行っていますか？

北沢室長： 県の方も傍聴されておりますので。

古市会長： でもまあ、聞いたことと書いていることではあれですから。

北沢室長： その辺は、うちの方で当然毎回作っておりますので、それを提供します。

古市会長： それも一緒にお渡ししておいた方が、もっと生々しい声が伝わるかも分かりませんね。

北沢室長： 分かりました。

古市会長： 折角ですから戸舘さんも何か、最後に一言。

戸舘委員： 私も一応、協議会に出ている、回数は少ないんですが、実際やっぱり岩手と青森の温度差というのは薄々感じていました。やはり、私一般市民から言えば、そもそもの原因は青森だと。排出者は青森の人だという考えはありましたし、やはり、今この文書、両県協議ということで資料5-1ですか、矢板、まず青森県の地下水流入防止のための措置ということで、矢板による地下水流入の遮断を求めたということが、平成16年に調整して、19年までに岩手県が実施したということになってはいますが、この地点ではジオキサンは出ていなかったんですよ。

古市会長： 規制項目に入っていなかったんです。

戸舘委員： 入っていないんですよね。そして、いずれ2、3年前に出て、そしてそういう問題が始まったわけですが、そもそも、ジオキサンが出た時点で処理した、今の処理が終われば矢板を外すんですよね。外して原状復旧するんですか。その矢板というのは、一応、5年、10年後には外すんですか。

古市会長： 県境部ですか。

戸舘委員： はい。

古市会長： 県境部は、多分、外されるようになるんですかね。まだ、明確なものは出ていませんよね。

戸舘委員： そうなんですか。

北沢室長： 鋼矢板の件、ご質問がありましたので、発言の途中ですが。

我々もそれを気になるところでしたので、協議の中で一応確認はしております。岩手県としては、地下水の浄化が終わってから、外す時は当方と協議をして外すというようなことをご回答をいただいております。

古市会長： そのタイミングを間違うとえらいことになりますので。

北沢室長： 当方としては、当然、当方の浄化が終わるまで外されますと水が入ってきて、水処理能力の面で困ります。それまで待っていただきたいということで、当然、協議していくということを考えています。

古市会長： ということなんですが。

戸舘委員： そういうことになると思うんですが。そもそも、まず矢板があれば地下水の流れも、変わっているわけなんですよ。ですから、当然、もう矢板も外して、本当の流れで浄化した方がいいんじゃないかと、私は思うんですが。障害物をそもそも外して、自然の流れに戻して、そしてそれで流れを把握して浄化するという方法もあるのではないかと考えていますが。

古市会長： それにつきましては、また今後、検討していきたいと思いますので。そういうご意見もあると思います。

なかなか難しい、答えていただいてもいいんだけど、なかなか答えられないよね。

事務局： 現地の浄化につきましては、そもそも平成14年度当初、14年、15年に合同検討委員会の検討結果を受けまして、青森・岩手共同で分水嶺から西側の水を共同で処理しましょうということで、青森県側から提案しておりますが、岩手県庁さんからは、独自に対策をとるので共同ではやりませんということで拒否されている経緯がございます。ですから、今回、矢板を抜いてというご提案もありましたが、岩手県庁さんでどういうふうに判断されるかということもありますので、一度拒否されている経緯がございます。

古市会長： よろしいですか。行政区が真ん中、バーッと分かれていまして、いろいろ難しい問題があって、そういうような経緯になったんですけども。

沢山ご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。これで一応、今日の予定は全部終わりましたので、事務局にマイクをお返ししますのでよろしくをお願いします。

司会： 長時間にわたりまして大変ありがとうございました。

以上をもちまして第44回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会いたします。

お疲れ様でございました。